

ことは当然だと思ふのです。しかしながらこの三つを全然無関係だと言うことは言えないでしょう。当然これは整

れるという方向が望ましいと思いますので、その点についてはこれ以上質問は省略いたします。

おりますのは、規格を統一するという意味合いで主として規格を定めることになっておるわけでございます。それ

来ておる。これは全額消費者が負担し
ておる。一方は全部とは申しませんけ
れども、農産物検査法の適用を受ける

ども聞くわけでありませんが、検査の寒
施そのものに伴う経費は検査料収入で
まかなつて行く建前になつておるのに

ないか。その一例として、指定農産物の理統合せられなければならないのでは検査法というのは、輸出検査でありますからこれは別に置きましたが、一方の農林物資規格法の検査あるいは監督検査ということは一覧会計で行われておるのです。なぜこれらの規格法については一般会計で行わなければならないか、農産物検査法の方はなぜ食糧特別会計の中で行わなければならないかという根拠がありますか。根拠があるならその点を明確にしてください。

ただもう一点残っております問題は、規格法に基く検査は一一般会計で行つております。ところがこの一般会計で行うというのは、おそらく公共福祉のために、または目的を明らかにしておられますように、合理的な規格を制定し、これを普及させることによつて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化をしよう、あるいは消費の合理化をはかり、あわせて公共の福祉の増進に寄与するんだ、この建前をとつておる。農産物検査法、

でこれの規格に合った検査をやる機関
といたしましては、この法律で定めら
れたる条件に合致しました機関が行う
わけでございますが、その機関はある
いは国の機関であることもあり、ある
いは地方自治団体であることもあり、
あるいは民間の一定の資格を持った公
益法人と申しますか、そういう団体が
いろいろあるわけでございます。それ
でこの検査を実施するにつきまして
は、ある部分につきましては農産物検
査法の規定によつて実施される部面も
以外のもを地方公共団体がやる場
合、あるいは地方の団体がやる場合に
おいて補助を受けておる。米麦のよう
な重要なものについては全部コストに
乗らなければならないようになってお
る。消費者が負担しなければならな
い。または生産者が負担するか、これ
はどつちの負担にするかということに
は議論がありましようけれども、い
ずれにしても、米麦自体が背負つてお
る。一方はそれほど重要でないと言
いながら国があえて補助、助成をして

やないだろうかというふうに考えるわけでもあります。もちろんほかの物資に比較しまして米麦は非常に重要な物資でありまして、ことに国民生活に影響するところ多大でありますので、本来的に行政費としてまかなうべきものが米麦の価格の中に入つて、消費者に転嫁せられていくということではたいへん策が違ふと存じますので、私どもも米麦の検査関係あるいはさらに広くは食糧庁で扱っております検査関係によつて生じます費用が、米麦の方にしわ

○新澤説明員 根拠と申しますが、実際に検査をやつております機関によりまして、実際上の区別として、農産物検査法に基きまして検査をやりました場合の収入支出関係は食糧事務所がやつておるといふ意味合いにおいて、一応食管特別会計で経理をしておるといふことなものであります、検査法の検査の一元化という意味合いにおきましての問題は確かにあるのではないかと。沿革的には農産物検査法ができ、その後、規格外法ができというようなことと

も大体同じような趣旨でできておる。同じような趣旨でできながら、一方は特別会計の中で、しかもその経費はある程度米柄の上に影響の来る経費、こう見なければならぬと思う。重要な米麦は一般会計で検査をするというならまだ話がわかりますが、それ以下のもの、それ以下という比較はちよつとむずかしいと思いますけれども、今日国民生活から考えまして、または公共福祉という大きな建前からとりますと、むしろ米麦が主であるということ

あり、あるいは府県が行います場合には、それ／＼の府県の条例によつて行われておるといふことになるわけでありますが、それで会計経理の面につきましては、食糧事務所がその検査を担当しております部分については、単に経理の面を特別会計という会計の中で処理しているというわけでありまして、その取支関係は、ほかの検査に關しましてははつきり経理を区分いたしまして、米価というものには影響を及ぼさない建前で考えられておるわけである、ここに矛盾があるのではないか。もしも一般の規格法に基いた検査に補助、助成があるならば、この検査にも一般会計から補助、助成の方法が講ぜられてしかるべきではないか、こうお考えにならないかどうか、この点なんです。

○新澤説明員　ほかの検査の方まであまり実情をつまびらかにしておりませんが、私ども大蔵省と常に折衝している関係では、すでに検査関係につきましては検査に要する費用は、検査料取

寄せにならないようにということは、十分念頭におきましてやっておりますわけでございます。さらに一步進んで、検査関係の費用の補助的なものの部面まで入つて来る支出をするようにするということに關しましては、私どもとしてはかね／＼そういうような線で努力しておるわけでありますが、なか／＼國の財政的な事情もございまして、常に検査に要する費用は検査料でまかなうという建前を大蔵省が堅持しており、ますために、その実現がなか／＼はば

で、時を異にしてできておりまして、いろ／＼十分に整備のできていない点
は確かにあると存じますので、私ども
といたしましても、今後この検査の法
制の統一と申しますかにつきまして
は、研究を重ねて行かなければならな
いと考えております。

○川俣委員 おの／＼三つの法律がか
なり輻湊いたしておりますので、将来
これらの農産物と申しますか、農林物
資と申しましうか、農林水産物資に
ついての検査については、統合強化さ

とは何人も否定できないと思うが、この方はわざわざ「米麦に負担を負わせるような検査の仕方をする。一般の方は公共の福祉である。同じように公共の福祉のために計画されているがら一般会計でやる。これはどうもおかしい、こう考えられるのですが、矛盾はないというふうにお考えになりますか。」

○新澤説明員 農林物資規格法は、今お話がありましたような目的のためにできておるわけでありますが、この農林物資規格法の方は、一応定められて

あります。

○川俣委員　私がお尋ねしたい点は、それよりも一歩進んでおる。たとえば地方公共団体が検査する場合に一般会計から補助をする、あるいは団体の検査に對して補助をするというようなことがあり得るわけですし全部とは申しませんけれどもある。いわゆる一般会計から何らかの補助、助成が行われておる。ところが農産物検査法は食糧庁の会計の中で行われておる。これが消費米価の上にコストとなつて現われて

入をもつてまかなうという建前で大蔵省は終始一貫しているわけでありま

す。農林物資規格法に基く検査機関が何らかの補助を受けているかどうかということについては、詳しくは存じないのでありますが、おそらくは検査機関ができます出発当初においての、いろんな設備とか準備とかいう程度にとどまつておるのではないだろうかということを想像するわけであります。と申しますのは、私どもが大蔵省と折衝している範囲内で、そういうふうに私

まれておるわけでございしますが、今後ともそういう意味合いにおきまして、重要な物資の検査につきましては、行財政と見られるものについてはこれは特別会計の負担ではなしに、できるだけ一般会計の方でまかなつてもらうようにというこの努力は今後も続けたい、こう思つております。

○川俣委員　大体大蔵省の建前が、検査そのものについての補助は概して少いようであります。一、二件あると思いますが、直接のものはほとんどない。

ことを確保する意味合いで、この制を数年来考えておりましたが、なかなか実現の運びに至りませんで、ようやく今日こういうことが実現できるよになったのでございます。それでそのいう技術的な見地から収入印紙よりという方がいいということとつたわけでございますして、必ずしも逆行的な効果、一般会計からの繰入れの道をとさいだことになるとは考えておりませんことは、先ほど申し上げた通りでございます。今後も検査の部面についての行政費とみなされる部分については、できるだけ一般会計で負担してもらうような方向に努力して参りたいと存じております。

それから雑多な検査品目の問題でございしますが、これは沿革的に申し上げますと、昭和二十二年でございましたが、当時国の負担ではありましたが、都道府県に所属しておりました農産物検査所と、それから食糧事務所が合併したわけでございます。県にございました当時の農産物検査所は、いろいろな品目について検査を行っていたわけでございます、またそれ／＼その部門の担当の専門家を包含しておつたのであります。それが二十二年に食糧事務所と合併したわけでございます。その所と合併したわけでございます。その際、お話の通り本来ならば主要食糧に關係する部面だけ吸収合併すればよかつたわけですが、しかしそのほかのいろ／＼な品目については、季節的に出て参りますものでありますし、あるいは地域的に限られたものでありますために、それだけの部門を原に残しますことは、非常に負担が過大になり過ぎるということで、ほかの検査と緊密に補つて検査をすることが、全体

としては検査の経費を低減させるゆえあるんでという意味合いで、一括して食糧庁が県の機構、人員、あるいはそのやつての仕事を内容をもあわせて吸収したわけでございます。ただこのほかの品目によるいろいろな費用関係が、当該物資の検査手数料の収入でまかなない得ないで米麦の価格に影響を及ぼして来ることでありませぬように、それらの品目について十分コストを償い得るような手数料の統制をいたしているわけでございまして、これは全然米麦の方に影響がないと私も考えております。

○川俣委員 それは非常におかしいと思います。地方にありました検査所を統合することが、あなたの説明の通り経費の節減である。それ自体の検査ではとうていまかない切れないので、これを統合することが必要だと考えて統合された。大体その出発からあやまちなんです。それは別に、それ自体がまかなえないものを主食の方が背負ったことになる。これは何としてもいふべきこと。主食の検査官がこれらものをやり得るのではない。食糧に近いようなものでありまして、わずかの訓練あるいは経験の力によつて、今日の検査員は相当優秀であるから、類似のものであれば十分能達できると思うが、全然特質なものについて繁閑を利用してやられるなどというところをお考にえなつていますが、それがそういうことをやれるなら、われ／＼でもやれることになる。あなた方はわれ／＼でもやれるような検査員を持つているとは思われない。おそろく米麦については相当な訓練を経た相当能達な人だと思ふ。そういうことに能達だからこう

ぞ、みつまたまで能達だということは言い切れないと思う。大休総務部長だつて食糧のことについては相当詳しいけれども、こうぞ、みつまたまで詳しくは私は思えない。そこに検査課長もおられますけれども、こうぞ、みつまたまで詳しいかどうか。おそろくそういうことは言えないと思う。その点では、林政部長がここにおられますけれども、その方がずつと詳しい。ここで質問してごらん下さい。林政部長と検査部長とは、検査部長の方がこれくらいと詳しくなければならぬはずですけれども、そんなことを質問したらおそろくたいへんでしよう。結局問題の要点は、こういうものが今後さらに整理されるなら別問題ですが、かぶさつていないという主張にはならない。こういうことを考えるから、統計調査部と食糧事務所を一緒にしようという法をそのまゝにしてのんでおるから、今後またそれ以上の問題が再び起る危険性が出て来る。そうお考えになりませんか。

○新澤説明員 ただいまの御指摘は、はなはだ身にきたるものでございまして、確かに米に堪能な者がその他の品目に堪能であるということは、はなはだ困難であると思ひます。ただし食糧事務所の仕事は、検査以外にも広く仕事をやつております関係上、大抵とか、こうぞ、みつまたの検査を主とした線をやつておりますたかも知れません。検査のひまな期間におきましては、食糧事務所のほかの業務面あるいは調査面については十分の仕事をやつて行つてもらえるわけでございます。よけいなものを引き取つたという

ようなことに、あるいはそういう御見解をお持ちのようでありまして、仕事の実態からいいますと、それはどこまで米麦関係の方に負担面ばかりを及ぼしておるということも言えないのではないかと。やはりこれらの検査を主とする人たちの食糧関係の仕事については、十分大きな部分を担当してやつておるといふふうに私も見ておるわけでありまして、これだけを切離すといふこともなか／＼むづかしい事情にあらうのでございまして、一緒に食糧庁が吸収したのでございまして。

○足鹿委員 関連して、いろいろな点で御尋ねしたいことがありますが、二点だけ御尋ねしたいと思ひます。改正の第二点であります、農産物検査印紙の売りさばき人を選定して、その売りさばきの業務を委託すると言つておりますが、その委託せんとする者はどういふ者でありますか。またその手数料を委託者に支払うようにすると言つておりますが、その額なり方法はどのういふふうになるのでありますか。省令の準備がおりますならば、それをお示し願ひたいと思ひます。

○新澤説明員 売りさばき人は、私ども現在大体単位農協を考へております。ただ郵政省からの希望をいたしまして、従来収入印紙で検査料の納付を行つておりましたので、その切手の売りさばき人の仕事の面がそれだけに減りますので、そういう人々についてある程度考へてほしいというういふ希望がありました。これは実態に對して考へて行かなければならないと思ひますが、農村における実態を考へると、農協において検査印紙の売りさばきをするのが適当だと考へますの

で、私どもは大体において農協を売りさばき人にするというように考へております。手数料につきましては、収入印紙に關しまして郵政省関係の規定があるわけではございますが、最高を百分の三といひまして、取扱額に應じてまして少しづつ減額しております。私どもも大体その規定をならひましてつくつて参りたいと思つております。

○足鹿委員 その省令があらうしたら……

○新澤説明員 後刻印刷してお届けいたします。

○足鹿委員 先般重要な消費米に米穀検査協会なるものが設けられておりますが、どの県にどういふ組織なり構成でもつて設けられ、その任務はどういふもので、またその経費等はどのういふふうにしてまかなれておるか、この点について伺ひます。

○新澤説明員 穀物検査協会が現在ありますところは、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡、長崎でございます。なお大阪の支部をいたしまして京都支部がございまして、愛知の支部として静岡支部、兵庫の支部として広島支部がございまして、検査協会の仕事の内容が二つあります。それは内地米の部面についての検査業務と輸入食糧に關する検査業務でございますが、内地米につきましては、従来公団が廃止せられまして、民間企業になりましたのに伴ひましてつた措置でございまして、食糧庁が卸業者に米を売るのでございまして、これは検査の當時はそれぞれ一俵六十キロということで検査しておるわけではございまして、輸送中あるいは保管中にいろいろな理由で内容の量目、品質等に異動ができて参ります。彼々についての若干の異動ができて来るわけでありまして、それで卸業者といたしましては、やはり六十キロとして扱ひ下げる受けたものは、六十キロないど營業上困るわけでありまして、また小売業者も困ります。それでその関係の量目の増減等について一定期間十分検査して、資料をとりまして、その検査結果に基いて、卸業者は食糧庁に対してその数量の補填を請求することができ、また小売業者に対しては卸業者から欠減部分を補填するような措置を講ずるわけではござい

ます。彼々についての若干の異動ができて来るわけでありまして、それで卸業者といたしましては、やはり六十キロとして扱ひ下げる受けたものは、六十キロないど營業上困るわけでありまして、また小売業者も困ります。それでその関係の量目の増減等について一定期間十分検査して、資料をとりまして、その検査結果に基いて、卸業者は食糧庁に対してその数量の補填を請求することができ、また小売業者に対しては卸業者から欠減部分を補填するような措置を講ずるわけではござい

ます。彼々についての若干の異動ができて来るわけでありまして、それで卸業者といたしましては、やはり六十キロとして扱ひ下げる受けたものは、六十キロないど營業上困るわけでありまして、また小売業者も困ります。それでその関係の量目の増減等について一定期間十分検査して、資料をとりまして、その検査結果に基いて、卸業者は食糧庁に対してその数量の補填を請求することができ、また小売業者に対しては卸業者から欠減部分を補填するような措置を講ずるわけではござい

○足鹿委員 そうするとこれは当然国

がやる仕事じゃないですか。どうして
こういう検定協会というふうなものを
つくるのですか。一方においては、農
民に対する検査は、検査料の確保なり
あるいは不便を緩和するためにという
理由でもって、むしろ検査が厳重に行
われているという形になる。今話を聞
いてみますと、別に第三者機関をつく
らなければならぬ理由が少くも見当ら
ないのではありませんが、一体これ
はどういう趣旨のものですか。これ
は中央にやはり連絡機関というものが
あるのですか、それから検査料は卸業
者からとつておるといふが、それは幾
らとつておるのですか。何か政府も、
これは米の消費者価格の中に含ませて
相当額を出しておるといふことであり
ますが、幾ら出しておるのですか。何
だかこういうものがあることはどうも
おかしいんじゃないかと思ひます。この
検査法の改正の趣旨からは、今聞いて
おるのでは大分逸脱しておるように思
うのです。どういふわけですか。

○新澤説明員 中央には連絡機関とい
う意味においては会議体というが、そ
ういふもので常時連絡はいたしてお
りますが、常設的なものとしては中央に
はございません。いろいろ連絡するた
めにとき／＼集まるという意味の会議
体というものがありますが、常設機関
ではありません。それから検査料につ
きましては、お話の通り卸の経費の中
に織り込んであります。

○足鹿委員 何ぼですか。

○新澤説明員 一俵三円だと思ひま
す。

○足鹿委員 検査料のほかですか。

○新澤説明員 検査料と意味合いが違
いますので、三円ということになつて

おります。それからこれの設けられま
した理由でございしますが、農産物検査
法に基きます検査は、実際に国が買
ます場合の品質、等級を格づけするた
めの検査をやつておるわけでありま
す。それから検定協会は、国が売却す
る場合あるいは国が輸入食糧を受入れ
る場合に、実際の数量の量目の看査を
させますので、その看査料ということ
でやつておるのでございます。国がこ
ういふ仕事をやるべきかどうかという
問題でございしますが、これは見方ど
ろいですが、一府政府は売人であり卸
業者は買人である、その間に量目の受
渡しがいかかであつたかといふことを
検定いたしますのは、一府その売
人、買人に関係のない第三者が検定す
べきであるという建前をとつておるわ
けであります。輸入食糧の買入れに
おいては立場が逆になりまして、輸入
業者は売人であり政府は買人である、
その間に両者に関係のないものが立つ
て量目の検定をする、こういうことで
あります。これは内地米の面につきま
しては、かつて自由時代にも卸業者と
小売の間にやはり、同じようなク
レームに対する証明機関といひます
か、こういうような機関が存在してい
たさうでございします。また輸入関係に
おきましては、国際的にいへば、検査
関係を担当しておる機関というものは、
これはあらゆる品目についてある
わけでありまして、米につきましても
やはり受入れに際しての第三者的な機関
がありますことは、これは決して不
然でもないし、それによつて数量の欠
減関係はつきりして参りますので、
政府といたしましても、卸の場合に
は、売却によります想定欠減量を実績

において年々切下げて参つております
し、また輸入食糧の場合におきまして
も、免責率と申しますが、一定の範囲
の欠減は契約上やむを得ないものとし
て認めておるわけでありまして、そう
いふものも実績に応じて順次幅を縮め
て行くことをやつておるわけでありま
して、国の収支関係においても貢献し
ている部分があるとして現れておる
わけでございます。

○足鹿委員 かんじんなことを答えて
ください。政府はこれに幾ら出してお
るのですか。

○新澤説明員 総額をちよつと記憶し
ておりませんが、国内食糧の場合にお
きましては、先ほど申し上げました検
定協会の設けられております地区に
対しましては、一俵三円の割合で計上し
ております。

○足鹿委員 国が三円出しているの
ですか。

○新澤説明員 三円を国が直接出して
おりませんが、当然卸業者がそういう
ものを支払うというのと同時に、卸
業者のマージン計算の部分においてそ
れを計上しております。

○足鹿委員 仄聞すると、これは相当
な金額を政府が日通方面に払つておる
というふうなことも聞いております
が、そういう事実はないですか。

○新澤説明員 これは日通には払つて
おらないと思ひます。日通には払つて
いないと思ひますが、卸業者のマージ
ンの中に認めておるわけでございます
。それから輸入食糧については、直
接国が払つておるわけでありまして、
○足鹿委員 卸売関係に三円を含まし
ておる、輸入食糧の分は国が直接負担
していると言ふが、それは幾らです
か。

○新澤説明員 ちよつと記憶しており
ませんので、調べましてお答えいたし
ます。

○足鹿委員 これはどうもますます納
得しがたくなつて来たのですが、関連
でありますから、また別に少し時間を
いただいて質疑を継続したいと思ひま
す。

いま一点伺ひますが、このごろ余
米とも言うし、私どもの方では込み
すが、減量しないように、三合くらい
のところもあるし、一合くらいのとこ
ろもあるし、その果々によつて違ひま
すが、相当余米があるのです。そう
いふふうな嚴重に行われておるのに欠
減があるというふうなことは、ちよつ
と想像がつかない。農民の方では大
きな問題になつておるのですが、相当
余米をとつておる東北方面にこの前行
つたときも、そういう陳情をすいぶん
聞いたのです。その上にさらにこう
いふものを設けて行くという、その理
由が私は至つて薄弱だと思ひますが、
そういう紛争の起きた件数というもの
は具体的に調べておられますが、どう
いふふうな紛争が起きておりますか、こ
れをやらなければならぬようなその
資料を出してもらいたい。それからだ
れが検査しますか、これは検査員がや
るのですか、また別に何かそういう人
間を置いてやつておるのですか、それ
をひとつ資料をもらいたい。それから
さつきの経費の明確な金額またその支
弁の今日の状況というものを、それ
から総務部長の答弁は、今の日通に支
払つておるかどうかということにつ
いて、払つていないということであり
ますが、もつとはつきりしていただきた

い。どうも御存じないような点もある
ように思ひますから、もつとしつかり
調べて御答弁願ひたい。それでこの問
題については、あとでまた質疑を継続
したいと思ひますが、今は関連であり
ますから、この程度で一応打ち切つてお
きます。

○新澤説明員 先ほど御答弁申し上げ
ましたことは、記憶が不正確でござい
まして、明確な御答弁ができませんで
したので、今御要求のありました資料
を十分調査の上、整えましてあらため
て提出いたします。

○福田(喜)委員 ちよつと今の足鹿委
員、川俣委員の質疑に関連して、私も
一言お尋ねいたしますが、「検査手
数料収入の確保上にも制度的に多少の欠
陥のあることが認められる」というこ
とは、提案理由で政府委員が述べられ
ております。その先の方に行きまし
て、「検査済み品に対する不正行為及
び空包装の不正使用が行われるとい
う現象が生じ、公正な取引が若干阻害さ
れる事態を見るのであります。」とあ
り、その前に「検査済み品に対して封
緘としての措置について何らの規定が
ない」といふこともありますが、一体
どういふ不正行為が行われ、どうい
ふ不正使用が行われているか、これは足
鹿委員の質問と非常に関連が深いと思
ひますが、その件数とかその実態はど
ういふ状態ですか。それからこういう
ものは、一体この法律の改正に伴いま
して印紙法の改正というものがあるの
ですか。

○松岡説明員 お答え申し上げます。
最初の包装の不正使用と申しますのは、
俵の縦紐の結び目に、戦前は巻符
を使つたのでありますが、それを戦後

そういう巻符をやめまして、一般の収入印紙で手数料をとるようにしておりますが、それでその収入印紙を検査の請求書に張つて手数料を納付せしめたのでありますが、それでは、その空袋を使つて、他の別の米なり麦なりを詰めて、それを流通するという事例が多ありまして、せっかく生産者が丹精してつくつた米を、そういうようなところで流通するということは、農家としても非常に困りますし、われわれ検査の立場からいいたしましても、非常に困つた事例がたくさんあります。

○松岡説明員 戦前は白紙を用いて巻符にして、それに検査員が検印をしておりましたが、今度は簡便な方法を講ずるというので、巻符すなわち印紙というので、長い印紙をつくりまして、それで検印をさせたいと思つております。

○福田(喜)委員 それは印紙法と関連があるのですか。

○松岡説明員 従来印紙の発行権は大蔵大臣にありまして、その売りさばきの権限は郵政大臣が持つておりました。それでこのたびの改正によりまして、印紙をもつてする検査手数料納付に関する法律と農林省設置法とを改正いたしました。その大蔵大臣の発行

の権限と、郵政大臣の売りさばきの権限を、農林大臣に移すということになつております。

○福田(喜)委員 印紙法というのがありますが、それは関係がないのですか。

○松岡説明員 印紙法の方は税金の關係になりまして、こちらの今度つくるところの農産物検査印紙は、日雇労働者の健康保険とかあるいは失業保険の印紙と類似のものでして、そつちの方とは関係ないと思ひます。

○川俣委員 関連質問が大分出て参りましたので本論から離れて参りましたが、ちやうど私のお尋ねしたい問題を、この点をなほ確めて、あらためてまたこの問題についてはお尋ねしなければならぬと思ひますが、第一は検定協会の沿革であります。かつて米が自由販売時代に、米質の向上を目的にしてできたのがその始まりだと思ひます。

○福田(喜)委員 それは巻符に印紙を使うのですか。

○松岡説明員 戦前は白紙を用いて巻符にして、それに検査員が検印をしておりましたが、今度は簡便な方法を講ずるというので、巻符すなわち印紙というので、長い印紙をつくりまして、それで検印をさせたいと思つております。

○福田(喜)委員 それは印紙法と関連があるのですか。

○松岡説明員 従来印紙の発行権は大蔵大臣にありまして、その売りさばきの権限は郵政大臣が持つておりました。それでこのたびの改正によりまして、印紙をもつてする検査手数料納付に関する法律と農林省設置法とを改正いたしました。その大蔵大臣の発行

の権限と、郵政大臣の売りさばきの権限を、農林大臣に移すということになつております。

と、これは重要なことだと思ひますので、この点をお尋ねしておきます。

○新澤説明員 食管法上では売り渡すという言葉を使つております。法律上からいへば、政府から卸売業者に一応売り渡されまして、所有権が移るのだというふうに考えます。ただ売り渡された販売業者は、食管法の規定に基づきまして嚴重な制約を受けて、所定の経路、農林大臣、さらにはその指示を受けた都道府県知事の配給計画によらなければ、かつてに販売はできない。またもう一つは購入通帳の記載に従つて売らなければならぬというふうな、実際に販売を行うにあつての自由品のように所有権が移つたからそれがかつてに処分を許されるという關係にはございませぬけれども、一応關係をいたしましては、政府は卸売業者に米を売り渡す、一応所有権は販売業者に移るといふ關係になると思ひます。

○川俣委員 そこで非常に問題が重要になつて来ましたが、もしも売り渡したという事になりますと、火事で焼けた場合、そのものの損失になりますか。これは損失だけでは済まされないうでしよう。だから單なる表現のことは別にいたしまして、やはり委託という觀念でなければならぬ。もしもこれを自己消費いたしました場合は横領になる性質のものじやないですか。國に對して損害の分さえ出せばよろしいという事になりますか。これは重要な点と思ひます。私は單なる所有権の移動じやない、そういう解釈をすべきじやないと思ひますが、あなたは所有権の移動だといふように簡単に考へて御答弁になつておるようですから、あら

ためにお尋ねいたします。

○新澤説明員 一応所有關係は売渡しという事で販売業者に移ると思ひます。ただその売渡しを受けた販売業者が食管法に定められた通りの処分を行わなかつた場合には、食管法違反という事で食管法に基くいろいろな処罰を受けるのであらうと思ひます。刑法關係の横領にはならないのじやないかと私は思ひます。

それから火事で焼けた場合には、その所有者である販売業者が損害を受けるという事になります。ただ配給に支障を起さないようにするために、もう一度配給が確保されるように政府が重ねてその業者に必要量を販売するといふことは行われますが、その場合にやはりあらためて代金をとつて売り渡すといふことにならざるを得ないと思ひます。

○川俣委員 これはいろいろ地方で問題になつておりますのは、これを横流ししたような場合に、あるいは自己消費したような場合に、横領というようなことで法的制裁を受けたようなことがあるようです。私もさらにこれを詳しく調べますが、そうなつて参りますと売渡しといふことが非常に重要になつて参りますので、この点を御研究願ひたい。

それから前にもどりまして、検査協會といふものをどうしても認めなければならぬという根拠は、今までの説明では十分じやないのじやないか。一休検定協會を構成しておるメンバーはどういう人々が主となつておられますか、この点をひとつ資料でお出しを願ひたいと思ひます。

検査の方にもどりまして、検査課長

からお聞きしたいのですが、検査の基準あるいは品質、水分、重量というふうなもの検査基準が年々かわつて来ておる歴史を持つておると思うのですが、その変遷について、御答弁できる範圍において御答弁願ひたいと思ひます。

○松岡説明員 検査規格であります。米につきましては最近三箇年間、米価との關係が非常にむづかしく、全然米の規格はかつておりません。もつともこれは戦時中御承知のような食糧事情で非常にゆるくなりましたが、戦後次第に戦前の規格に復帰して参りまして、最近三箇年間は米につきましてはずつと規格をかえておりません。

○川俣委員 私はその検査基準の沿革をお聞きしておるので、戦前のもの、戦時中のもの、戦後に至りましても非常に米の需給の困難な時代と今日の時代と、これらを御説明願ひたいと思ひます。基準の沿革を御説明願ひたいと思ひます。

○松岡説明員 規格は水分とか整粒歩合、一升重量等非常に詳しいこまかい数字になるので、おとから資料で提出いたします。

○川俣委員 今足鹿委員からもちよつとお尋ねがあつたのですが、東北地方では規則に違反をいたしました検査方法が行われておる。これらの検査規則によりまして、検査当日に規格に合えばよろしいのですが、検査当日以後のいわゆる倉庫保管中における損耗をあらえて検査当日なければならぬというような検査の仕方をいたしておりますが、これは違法とお考へになりませんか。

○新澤説明員 ただいまのお話は余ま

すの問題だと存じますが、これはこの委員会におきまして回数御注意を受けましたので、私どもといたしましては、検査員に対しては、検査当日、検査を受けるときに、一俵所定の六十キロあればいいということ指導いたしておるのであります。それ以上の条件は私ども求めておらないわけでありまして、それは一応指導は徹底しておるつもりであるのであります。

○川俣委員 実際はそうじゃないとなつて参りますと、この責任はどこで負わなければならぬですか。あなた方の検査員に対する修練と申しますが、研修というものが至らないためか、あるいは検査員が故意にやつておるものかどうか、今ではあなたの方でも相当研修を積んでおられます、そういう検査員がいないはずだというふうに理解すべきだと思ふのです。ところが理解すべきだと思ふながらも、現にそういうことが起つておるといふことについて、あなた方は将来どういう態度をとられますか。

○新澤説明員 私の方といたしましては、先ほど申し上げました通り、検査に對しましては、そういう問題がしばしば起りますので、十分徹底をいたしておるつもりでございますし、今後とも重ねてそういう注意をいたして参りたいと思つております。ただ実際上の問題といたしまして、私どももとき／＼耳にするのであります。たゞ／＼一兩年前から米の統制撤廃というふうな声が起りましたために、その準備というふうな気持でありまして、かつて各県にありました産米改良協会というふうなものが、やはりそれ／＼の県におきます産米の声を維持するた

めに、ほかの県よりも自由時代においてよりよい価格なり何なりで取引せられるようにということ求めて、民間の運動としてそういうものが若干の県に起りつつあるようなことは聞いておるわけでございしますが、食糧庁の方針といたしましては、これは決して余ま／＼を求めておりませんので、検査時に所定の数量があればこれは／＼検査を受け付けたらいいこととやつておるわけでありまして、そういうふうな検査員には話しておるわけでありまして、今後ともさらにその点を十分徹底させたいと思ひます。

○川俣委員 そうして嚴重な検査をせられ、しかも現に余ま／＼を入れておられて、これが問題になつておること十分御承知の通りだと思ふのです。これがわからぬということはないと思ふのです。この徹底を将来どうするかということについては、御研究になると同時に、通牒等を出されて、徹底せられることと思ひますが、そうなるて参りますと、検定協会などの手を煩わさないでも、あなた方自体において、十分これは把握されていなければならぬはずだと思ふ。把握があればこそこういう行き過ぎと申しますが、こういうようなことも検査を嚴重にしようとするというやうな弊害もあつて起つて来るのじやないかと思ふのです。それにもかかわらずなお検定協会の検定をまたなければならぬほど信頼がないものだと考へられないか。これが検定協会の検査をあえてまたないでも、もう相当長い期間が管理せられまして、米の行方から重量から品質から、もう多くの経験を持つておられるはずなんです。あえて検査協会の検査をま

たないでも、これだけの歴大な機構を持つておるのですから、国自体において十分把握できていなければならぬはずだと思ふのですが、いまだ十分把握できないでおるのですか、やはり検定協会の検査を持たなければ十分把握できない状態に現在なおあるのですか。

○新澤説明員 これは結局全体の平均の問題と個々の問題の差でございまして、全体の欠減量というものは、御承知の通り多年の取扱いの経験によりまして、大体わかつておるわけでございします。かつて公団とかあるいは営団というやうな時代でありまして、全国にありあるいは県単位なりで、個々の量の過不足につきましては全部で總平均ブルがでますので、特に政府として何らかのことを考へるほどの大きな事態もなかつたのでございしますが、今日はそうでございまして、民営になりましたと、個々の卸業者がそれにかゝらなくさんの小売り業者へ荷がこまかくわかれて行くわけでございします。そういういたしますと、大数的にはたとえ二〇％なり三〇％の欠減といふことで、政府の売却価格を算定いたしましたとしても、個々の場合に参りますと、その値よりも大きな数字が出て来ることもあるわけでございます。そういう場合にはその不利益な、容量の少いものを受けた小売り業者なり卸業者なりといふものに対して、そのまま何らの補償もしないで過すといふことは、今日の民間企業という建前ではやはり酷に失しますので、個々の場合における実際の量日の検定をいたしまして、それもそのとき／＼ではありませんが、やはり何箇月か長期にわたりました数字を集

計いたしましたして、それで締めて、その間に一定数量以上の増減と申しますか、欠減が予定よりも多い場合には、その多い数に對してはその数量を有償で補填するといふことを小売人は荷主から補填させるといふ処置を講じさせんと、個々の業者間においてのアンバランスがどうしても出て来ますので、その救済措置としては、私はやはりこういう機関が必要ではないか、こういうふうな考へておるわけでございします。

○川俣委員 国が管理しておる物資でなければ問題は、生産から配給の末端まで国自体が責任を負う形になつておるのが今日の食糧管理法だと思ふ。従ひまして、それらの管理の行き届かない点については、国自体が責任を負わなければならぬ、その検査協会の検査をまたなければならぬに對する手当がでないといふほど拙劣な責任弱な統制をやつておるとは考へられな

い。もしも必要でありまするならば、これらの取扱業者の立会いのものに国自体がやつてもいいはずだ。それだけの能力を十分持つておられるはずだ、立会いを求めなければならぬといふことは言えると思ふ。しかしながらあえて検定協会を持たねばならぬという理由にはどうしてもならないと思ふ。あなた方の説明を聞きまして、それは卸業者の団体もありましよう。それらの団体の人々に立会いを求める、国自体の立会いを求めてやることによつても、それらの弊害を除くことができないはずはない。やはり生産から末端までの責任をあなた方はどこかにのたれておるから、こういう問題が起きて来る、回避しておるからこうい

う問題が起きて来ると思ひます。これは一つの回避の方法です。方法というよりも回避の具体的な例だと見なければならぬ。もしもそういう責任を回避するといふことになりますれば、これは根本的に食糧法というものを改正して行かなければならぬじやないか、一俵法規にまたないで、こういうものができるといふことについて、十分だといふふうにお考へになつておりますか。むしろそれならば食糧管理法を改正せられ、法文上明らかにせられてしまふべきじやないか、こうお思ひになりますか。

○新澤説明員 私の説明が悪いのでございしますか、ちよつと御理解いただけないようございしますが、國といたしまして、確かにこれは末端の消費者に至るまでの米については責任を持たなければならぬ、これはおつしやる通りでございまして、私どもその通り考へております。ただ実際に政府が米を払い下げて参ります際には、最終的に見ますと一年間の全数量を平均いたしますれば、これは年々大体同じやうな欠減量といふものが出て来るわけでございしますが、個々の俵々といふことになつて参りますと、それ／＼の俵が置かれた保管の状況により、平均値とは違つた相当の欠減が出て来るわけでございします。その実態を確かみまして、その実態に應じての補填の措置をいたしませんと、その買受者に不測の損害を与えることになりまして、売却の場合におきます個々の俵につきましても、何らかの手段によつて

必要になつて来るわけであります。そ

必要になつて来るわけであります。そ

必要になつて来るわけであります。そ

必要になつて来るわけであります。そ

必要になつて来るわけであります。そ

の個々の最目目確定いたします機関として、国自身がやるかあるいはほかの機関にやらせるかということでございますが、いづれにしてもたれかにやらせなければならぬ。だれかにやらせた場合には、単に立会つて見ているというだけでありません、やはり人夫を使つて実際に目方を個々の俵についてはかるのでございますから、それ相対の費用がかかるわけでございます。また現実に人手もいるわけでございます。今の食糧事務所の体制といたしましては、やはりそれだけの仕事をやりますためには、今の陣容では足りませんので、もし食糧庁自身がやることになりましたら、それに対する人をふやさなければならぬと思ひます。しかし食糧庁自身がやるのがいいのか。先ほど申し上げましたが、やはり売買の両当事者以外の者がそういう量目を検定する仕事をやるかという選択の場合におきまして、後者をとつた方がいいのではないかと。また実際の人員の運用につきましても、公務員の勤務体系とは相当違つた体系をとらざるを得ないような点もありまして、公益法人とか、利潤をかせがない団体としまして、この団体を食糧庁としても設立を認めたわけでございます。その実際の費用関係は、年々の収支によりまして現実に監査をいたしまして、過大な負担が米価に及ばないようにということについては、十分気を配つて参りたいというように考へております。実際の仕事としていたしまして、そういう個々の依について目方をかるかという仕事がありまされたに、何らかの機関が必要であるということはどうしてもなると思ひます。

○川俣委員 ただ私のお尋ねし、また意見として述べている点は、生産から末端まで一つの賄格な規則の上に打立てられておる今日において、それらのものももしも食糧庁自体としてやれないという場合でありますれば、それは法律の欠陥なんです。やれるような仕組みになつておつてやれないというのは法規の欠陥なんです。それならばやはり法律の改正を必要とするのじやないか。あなた方自体がやれないというならばやれる法律が必要なのじやないか。法的根拠を持たないでおることは無責任じやないか、この点を指摘しておる。おわかり願へませんか。そういう機関が必要だとするならば、法的根拠を持つておやりになつたらどうだ。少なくともそうすべきじやないですか。あなた方それをやるのが不適当だといふならば、法律の欠陥だから当然法的根拠を持つべきじやないか。今までの検査にいたしまして、これは不便だからというのでいふんじやない。規則改正をせられておる。今日も一部改正が行われておる。そういう欠陥を認めたならば、当然法律的根拠に基いて処置をとらるべきではないか。一体法律をつくるのが好きなほどにたくさんつくつておる。もし欠陥だということとを認められるならば、やはり法律的根拠に基いてとらるべきではないか、この点いかがですか。この点だけでよろしいのです。

○新澤説明員 検定業務を法律の根拠を置いてやるべきかどうかということでございますが、普遍的な制度としてやるといふ場合には法律ということも必要と存じますが、現在におきましては、非常に他県からの米の搬入の多い都道府県、言いかえますと非常に動きのばいばい、米の輸送なり保管中に非常に条件のかわつて参ります米を扱わざるを得ない特定の府県につきまして、そういう可能性のあるところにおきまして、利害関係者の希望に應じてやつておるというのが実態でございます。従つてすべての米について強制的に法律の規定をもつてやつて行くのがいいかどうかということになります。これはそこまでする必要がないのじやないだろうか、やはりそういう必要のあるごく限られた部分について、必要最小限度の規模においてやつて行くのがいいのじやないかという意味合いにおきまして、あえて法律の規定によりませんで、特に必要と認められる部分についてこういうことを食糧庁の指導のもとにやらせておるのでございまして、それが全国画一にやるといふことになりまして、法律の規定があつて、しつかりした基準のもとに制度化する必要も生じて参りますようが、現状としては、ただいま申し上げたような段階にとどまつておりますので、實際上の行政上の指導としてやつておるというのであります。

○川俣委員 時間がありませんので食糧庁に対する質問は保留しておきまして、ちよつと同じ検査の中で、木炭検査のことについて一言触れておきたいと思ひます。木炭の日本農林規格といふのがあつてあります。これは今でも農林省の告示として生きておりますか、この点をお尋ねしたい。もう一点は、農産物検査法の中に、みつまた、こうぞというような種類のものが入つておることを、おそらく今まで林野庁は御存じなかつたと思うのです。なかつたと思うのは、どんな規則であるか、どんな検査をするかということをお聞きすれば、御承知であつたかどうかということとはすぐわかると思ひます。いろいろ木材、用材関係についてはここで御開きしても大体御答弁できると思ひますが、こうぞ、みつまた等についてはどんな検査をするのかということをお聞きしても、おそらく御答弁できない。答弁されないとこを見ますと、これはおそらく農産物検査法の中に入つておるといふことを理解してなかつたと思うのですが、将来のこれらについての御見解をお聞きしておきたい、木炭の日本農林規格ということになりますと、農林大臣の指定する検査規則になつておりますので、これらを監督するといふしますれば、当然国営検査でなければこの趣旨が生きて来ないと思ひます。これを説明員の方で部長にお尋ねするのは無理だと思ひますから、これらの質問のあつたことをお伝え願つて、国営木炭検査についてはこの農産物検査法の仕上げと同時に、農林当局の意向を明らかにしていただきたいと思ひます。私の質問はこれで終ります。御答弁をいただきますと思ひます。あとは保留しておきます。

○幸田説明員 今御質問がありました木炭の規格が農林物産検査法で指定せられて現に生きておるかという御質問は、その通りでございます。それからこうぞ、みつまたの検査は、先ほど説明がありましたが、従来県に置きまされた当時から農産物検査所がこれを扱つておつたという歴史的な沿革がございます。ただいま御指摘がございましたような点の趣旨もございまして、今後いろいろ研究すべき問題でありましようが、その点御了承願ひたいと思ひます。それから先ほどこれに関連しての木炭の国営検査の問題について、適当な機会における政府委員からの御答弁を求めたいという御趣旨につきましては、その旨お伝えをしておきます。

○井出委員 ながこの際農地の取上げ問題について井谷委員より質疑をいたしたいとの申出があります。これを許すに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○井出委員 御異議なしと認めます。井谷君簡潔に願ひます。

○井谷委員 最近世潮の逆コースに伴ひまして、農村関係においても、あらゆる面に復古調と言ひますか、封建的な時代に逆行しようという傾向が察せられる。農村におけるこれらの動きを検討してみますと、最近なかつた特異な現象として起きておるのは、旧地主諸君の失地回復といひますが、その土地を自分のものに返す、こういうような動きが濃厚であるように思ひます。と、降旗さんあたりが中心になつて、農林専門員の方においてもそういうような農地法の改正に対しましていろいろの研究がしばしばなされておるという点も承つておるのであります。こういふような傾向が全国的に盛り上つておるようでありまして、たとえば四国におきましても、香川県は御承知のように、昔ながら農民運動の盛んなところでありましたが、今日地主諸君のこうした運動というものは、過去の農民運動以上の熱が盛り上

つておるようであります。旧地主諸君から一反歩につき何百円という金を集めまして、それを資金として動いておるといふようなことを聞いておるのではありませんが、こういうようなことがやはり関係があるのではないかと思ひますが、私は先般福島県に参りまして、そうしてこの農業委員会の諸君のやられましたことを調べて帰つたのであります。これは実に農業委員会の仕事と脱した、しかも委員長初め数名の幹部の諸君がぐるになつて、土地ブローカーのようなことをやつておる。すでに委員長と一部の者とは検査されておるのではありませんが、非常に悪質であります。

たとえばその一例を申し上げますと、昨年の二月であります、郡山市に伊野三太郎という人がある。この人の家に農地委員の佐藤金次郎という者がしばしば参りまして、法務局の建設用地として、君の土地があるから離してもいい、こういう交渉をしたのです。この伊野という人の土地は四畝五歩であります、この人の持つておる土地で、これはただ一つの苗しろ田であります。これがなくては米作がやつて行けないというほど大切なものでありますけれども、法務局というお役所が建つのなら、かえ地をもらえなければ譲つてもいい、こういう回答をしたわけでありまして、そこで今度はかえ地であります、長者町に遠藤亭一という人の土地が四畝歩あります。これをかえ地としてやるというので、遠藤という人も伊野にその土地が行くのだと思つておりましたところが、この苗しろ田へ日東紡績がガラやごみをどんどんトラックで運んで入れておるとい

うようなことから、意外に感じて調べてみましたところ、農地委員の佐藤という人が伊野の名前を自分の名前に書きかえて日東紡績へ売つておるのであります。これが一つの例であります。また第二の例といつたしましては、農地委員の門沢喜輔という者が、伊野三太郎と同じくやはり法務局建設に必要な土地であると称しまして、阿部市蔵という者の土地を同様な手段において取上げた。そうしてそのかわりに、やはり郡山市の永井貞という人の土地の畑一反歩、水田一反二畝二十四歩を阿部市蔵にやる、こういうようなことで永井という人が土地代として二十五万五千円をもらつておりましたが、この払い方はなほだふしぎな払い方であつて、四回にわたつた。最初五万円、次が二万円、次が一万円という、自分のへそくりを払うような払い方をしておる。これは県の農業委員会も何も知りません。また法律で定めてあります手續は一切してないわけなんです。

さらにまたこの農業委員会は、同町に五十嵐善一郎という人の土地があるのではありません、大体この土地は日蓮宗の妙満寺の土地であつたが、不在地主であるからというので親家総代の五十嵐さんの土地になつてゐたが、これもまた同様な考えのもとに、一畝は五十嵐の土地になつておりましたものを、今度はまた五十嵐から他へ譲るといふようなことで、これは借主である渡辺東作という者から謝礼として十万円とつておる。五十嵐からもお礼として十万円とつておる。星吉という人からも十万円とつておる。合計三十万円を着服しておりました、これは今事件になつておる。私は署長にも会つたの

であります、こういうことはこの委員会です、十以上は出るだらうというふうに申しておるのではありません。私はつらつらこれら関係を考えてみまする場合に、やはり失地回復の全国的に今奮動しておる動きに力を得て、これらの諸君がこういうことをやりたいやうな気分を起したのではないか、こういうやうなことも考えられるわけでありまして、かような問題に対して政府は、あるいは大臣は、大臣はきようはおられませんが、局長は、地方においてこういうことが行かれて、すでにこれは事件になつておる、こういうやうな信用のない、そしてまた農民のために非常な迷惑をかけておるやうな団体に對しましては、どういふ考えでおられるか。この点承りたいと思つておるの

○平川政府委員 地主の一部において、お話のような考えを持つて動いておる者があることは存じております。しかしながら私どもといたしましては、もとより現在の農地法の精神、自作農を維持して参るといふこの精神は、あくまでも貫くつもりでおるわけでありまして、ただいまお話のような場合は、農地法違反であることは明瞭であります。ただ末端に起りますやういふ事案につきましては、実は私どもも一々承知はいたしておりませんけれども、そういうことがときたまあることは聞いております。これに對しましては厳重に取締りをいたすよう、各地方の農地関係の方々に指導をいたしておるわけでありまして、お話の事例につきましても、なおよく調査いたしましたし、しかるべく措置したいと思つておるし、なお一般的にさようなことの起

らないように、今後とも厳重注意をいたしたい、かように考えております。○井谷委員 冒頭に申し上げました農地法の改悪であるとか、續いてまた小作料の値上げであるとか、こういうことについては、農村では非常に敏感に心配をいたしておるわけでありまして、どこまでも農地法を守つて行くという立場でお進みを願ひたいと思ひます。と同時に、福島県の農地地委員会においても、県庁においても、何ら手を打つておりません。こういう面に對しまして、強く何かの御指示を願ひたい。地元におきましては、委員長を初め幹部諸公がみな検査されておりますから、農業委員会の解散という要望が相當強いので、穏やかでない空気をかもし出していることを、御記憶願ひたいと思つておるのではありません。

○平川政府委員 まことにその通りと存じます。農地法の精神をどこまでも貫いて行くといふことは、先ほども申し上げました通り、その通りと考えておりますし、また今具体的に事案につきましても、早速調査いたしましたし、善処いたしたいと思つております。○井出委員 午前中の会議はこの程度をもつて打ち切り、暫時休憩いたします。

午後零時三十四分休憩
午後三時九分開議
○福島県農地委員代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

砂糖の問題について、前会に引き続き質疑を行います。質疑の通告がございまして、これを許します。中村委員。○中村(時)委員 この問題に入る前に、この前の回答を求めておきたいが

それは通産省の次長が来られてからその問題を取上げたい。○中村(時)委員 そうですね、そのようにお尋ねしたいのは、政務次官は、あくまでも事務当局におけるこの計画の断絶並びにやういふ計画のずさんさが糖価のやういふ高騰を行つたといふことに対しての、責任はないかと考えているかどうか。もう一度最後にお聞きしておきたい。○平野政府委員 その点のお話でございますが、昨年の十一月ごろ御指摘の通り相当量のものを繰上げ輸入をするという考えがございまして、その通り実施をいたしますならば、かような高騰を来さなかつたじやないかといふことは考えられます。従つて政府の見通しについて、若干甘かつた点があるといふことは反省いたしておる次第でございます。今後こういうことのないやうに十分注意をいたしまして善処いたしたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○中村(時)委員 そのように政府が、いけないものはいけないと率直に認めて、ともに協力してやつて行くなら、私は決してあげ足をつたやうなことはしはしない。あくまでもそれを、おのれの方は責任がないのだと逃げるから問題を起して行く。だからそれをばつきり認められて、今後対処して行くといふことになれば、次の問題に進んで行きたいと思ひます。

次は国内的な問題ではなくして、リンクの問題に對して一、二食管の長官にお聞きしたい。一昨々年ですが、肥料会社社がインドに肥料を輸出して、それによつて発注証明をとつて、それに基いて砂糖を国内に持つて帰り、砂糖業者にそれを売つたといふことになつ

たのか、その関係が私にははつきりしておりませんが、とにかくにもそういう事件があつた。そのときに大体肥料の方の赤字が幾らあつて、砂糖の方に幾ら転嫁されて、その出血を補つたか。その数をお聞きしたい。

○前谷政府委員 たしかお話のように、一昨年だつたと思いますが、インドにおいて肥料の国際入札がございまして。その国際入札に日本側も参加いたしました。その結果、砂糖の国際入札がわが国にも落ちたという点は、私も承知いたしておるのでございませう。そうしてそれでもって砂糖のリンクをいたしたというふうに承知いたしております。ただ一昨年でございまして、現在そのときの金額、数量の点については、今ちよつと記憶しておらないのであります。

○中村(時)委員 そうすると、たとえば出血の問題もわからないし、ただその当時のうわさに最近乗つておつたのは、出血の半分をカバーするということなことで、その方向が進められたと思つておつた。ところが実際は全額ほとんど砂糖によつてカバーされているような状態なんです。その意味において私はそれをお聞きしたかつた。ところが、そういうふうな政府側としても的確にこれをつかんでいらつしやらないようです。そのことでは、この問題は将来にまで移行されて来ると思ふ。というのは、たとえばそういうふうな一つの確安なら砂糖というものを出す。その出血を砂糖に持つて来るのです。その出血を砂糖に持つて来る業者が直接の取引をせずして、かりに片一方の肥料なら肥料だけに代替をさせて行つて、その幅によつて自分たち

がもうけて行こうという安易な考え方、そこには一つの競争もない。まづたゞそういうふうな一方的な行動をどういう理由で認めて行つたか。その原因をひとつお聞きしたい。

○前谷政府委員 これは私記憶が薄いのですが、たしか一昨年であつたと思ひます。アメリカにおきまして、インドの確安の国際入札があつた。その際の問題かと思ひますが、従来輸出にきまして、国際入札をいたします場合に、おきまして、やはり輸出の奨励という意味からいたしまして、これは砂糖に限りませんで、リンク制度をとつておるのであります。その際そのリンクの対象として砂糖がなつたように私承知しておるわけではございませう。ただこれは調べればわかるのですが、今た

だちにその場合の確安の数量、価格、それに基いて輸入いたしました砂糖の価格というものは、今資料を持つておりませんので、申し上げかねるということでは御了承願ひたいと思ひます。

○中村(時)委員 資料を持つておらないということでは、資料をつくつていただく場合には、こういうふうな資料をつくつていただくと思ひます。たとえば出血輸出に対する砂糖が課せられたところの損失、それから確安工場なら確安工場が契約して入札する場合に、砂糖の発注証明書を持つて来れば、そういう事例を認めておつたかどうか。それを認めるのは、いかなる法的根拠、たとえば政令でもよい、そういうことで許可しておつたかどうか。これはわかつておるでしょう。その当時かつてに確安工場が自由取引で損をしておるにかかわらず、砂糖のそういう発注証明書を持つて来れば、転換ができるという事例を政府は認めておつたかどうか。これはあとで原油の問題なり、あるいは生糸の問題に關連する問題ですから、その点をよく調査願つて、この次までに提出していただく。それからもう一つ、そういうふうになつて来ると、ここに一つの問題として、損をしたとか、得をしたとかいうことになる、適正価格の問題が出て来なければならぬ。その問題に対して当局としては、この価格構成を考へておられるかどうか。

○前谷政府委員 ただいまの数量等の点につきましては、調査して御報告申し上げたいと思ひます。法的根拠という点になりますと、御承知のように一般的にリンク制度というものは、為替の許可というものと関連いたしまして、そういう制度をとつておるわけではございまして、直接の法的根拠というふうなものはないわけではございませう。が、為替の許可と関連して、こういうリンク制度を生糸についてもつたと同様の措置というふうな考へておるわけではございませう。

○中村(時)委員 もう一点考へてもらいたい。当時そういうふうな行動が非常に不本意であるということと農林省当局は言明していらつしやるはずで、そこでそういう許可制というふうなもの、そういう問題にからんで、発注証明書を持つておる輸出業者に対しては、今後砂糖と代替をするということとを發表されたことがあつたかどうか。

○前谷政府委員 実は私の当時おらなかつたものですから、記憶がはつきりいたしませんから、その点につきましては調べて御報告いたしたいと思ひます。これはたしか一昨年のことでは

なかつたかと存じます。確安の国際入札の場合ではないかと思つております。

○河野(一)委員 関連して……。私の時間が参りました際に、砂糖問題について根本的なお尋ねをいたしたいと思ひますが、今ここで早急に政府にお尋ねをし、また明確にいたしたいと思ひます。これは、先般政府が全国の菓子商組合連合会に二千万近く砂糖の振下げをなされたことであるのであります。が、具体的に申しますと、その際に地方の菓子屋が参りまして、個々に聞きますと、一軒について運動費として十円ずつ集めました、こう言うております。これは私自身が具体的に菓子屋から聞いたのでございませう。だからこれは絶対に間違ひがないと私は確信いたします。これを全部数字をまとめてみますと金額合計四千万円くらいになります。四千万円全部集めたか集めぬかは知りませんが、とにかく神奈川県下の個々の菓子屋に聞きますと、運動費として十円出した、こう言つております。ところが中央で巷間伝へるところによりますと、四千万円を菓子屋は集めて、二千万の砂糖の振下げの運動費としてこの四千万円を使うのだ。これはうわさでありますから責任は持ちませんが、うわさがありまして、私も私は聞いております。そこで、現下政治に対していろいろ疑惑のあります際に、こういうことのあるありますことはなほ遺憾であります。絶対に農林省にそういう間違ひがあるうちは想像いたしません。いたしません、何にいたしましても、砂糖が高くなつたからというので菓子屋に砂糖の振下げをしたことは事実であ

りますから、長官もこれはその通りでありますとお答えになるだらうと思ひます。それから菓子屋が十円ずつ金を出したという人も個人ではあるのでありますから、どの範囲に金を出したのか、しかもそれは何のために出したのか、という、運動費として集めました、こう言つておりますから、そういう事実も間違ひないと思ひます。これは遺憾なことではございませう。この際農林省で調べがつかれば、食糧庁長官自身の責任においてお調べになることは一番けつこうであります。しかし事情はそういうことでありまして、食糧庁長官にこれを調べろということとは不適当だと私は思ひます。またできないだらうと思ひます。できないければただちに検事局に移譲してこの間の事情を明確にしたいと思ひます。よろしゅうございませうか、今私が申し上げたことは、神奈川県下の菓子屋が、先般あなた方が振下げられた二千万の砂糖をもち運動費として十円ずつ出しましたと言つておる人がおる。けさも現に私の弟のところに来て、そういうことを言つて帰つた菓子屋がある、私のところへ来て言つて行つた菓子屋がある。ですからこれは絶対に間違ひない。これを巷間伝へておりますところでは、全国で四千万円菓子屋は金を集めて、それを運動費に使おうとしておつたが、世間がやかましくなつたから、その金を出さずにどこかへしまつてあるといううわさがあります。これは遺憾なことではございませう。しかしこういう時局柄のことではありますから、こういう点は明確にいたしませんと、出した菓子屋はなるほどあれでは政治はくさるのではありませんか

と、もつた砂糖は砂糖で、出した金のことは差間やかましく伝えますから、その金の行方を明瞭に調べて、善処されることが食糧庁長官の立場上一番いいと思う。しかしそれは自分ではおできにならぬでしょうから、河野から国会でこういう発言があった、こういうことで待つておられますから、速記録を根拠にして検事局へ告発なさつたらよろしいと思う。そうして明瞭にしたい。その他の点につきましてもいろいろありますが、具体的に私が考えるのは今申し上げた点でありまして、こういうことはつきりなさるがよろしい。それから砂糖の輸入をいふを使つて、そうして砂糖の輸入をいふを使つて、これを各製糖会社に割当てる経費につぎまして、すでに参議院においても大分問題になつておるようでありまして、衆議院におきましても当委員会におきましていろいろ御意見があつたと思ひますが、これらについてすみやかに調査なさる必要があると思ひのであります。というのは、先般あれだけ砂糖価格が高くなつて、最近下り始めた。一体何のために上り、何のために下るのかということが納得できません。およそ経済の現象は、前に想像で上るだろう下るだろうといふことはともかくとしたとして、結果から見てもなるほどあつたわけであつたのだな、なるほどこういふわけであつたのだなといふことが了解できない事項はないのであります。ところが現在の砂糖の価格のように、何のために上り——上つたことは思惑で上つたといふ想像はつきります。しかし最近の下つたのは一体何のために下つたのだらうといふことは承ができません。少し

国会でうるさくなつたから下げておけといふので下つたのだといふ人もあります。しかしそういうことでは、これはたんとでもないことではあります。そういうことで一時を糊塗して、この国会が済んだらまた砂糖がつかつてなるといふようなことは非常に遺憾なことでありまして、そういうことが思惑の材料になつて、一部に不当な利益をむさばる者があるといふことは、大衆消費者としては非常に迷惑であります。ですから現在の程度でなしに、農林省におかれましては、すみやかにこの砂糖の問題についてはどうするのだ、どこまで待つて行くのだといふことを——先般新聞を見ておられます、いろいろむし返してあつておるようでありまして、これははなはだ遺憾なことでありまして、この際大臣が御出席になれば一番つこうだつたのでありますけれども、政務次官から、大体いつまでにこの砂糖については政府内部の意見をとりまゝとめて、具体的な方策を講じて、こういうふうにして政府の責任をとつて行きたいといふことの御答弁を、お願い申し上げます。○前谷政府委員 第一点について、お話のような点がございましたら、これは非常な問題でございますので、われわれも調査いたしたいと思ひますが、お断りいたしておきたいと思ひますが、政府の手持ちは、御承知のように、従来の公団で統制をいたしまして、その公団解散後の肩がわりのものを持つておるのであります。昨年の五月だつたと私は思ひますが、五月までの間にこれを処分をいたしたつもり

であります。従つて一度に二、三トンのいふふうな下下げをした、こういうお話になつたような点は、私記憶を持つておらないのであります。このほかにてん菜糖について所有いたしておりましたが、これは一般入札で現在まで行つて参りまして、特に隨意契約でやつたといふことはないわけでありまして。その四月、五月、たしか六月かと思ひますが、その時分までの間に売却したものがあつたれば、それはさつそく調べますが、時期的にいふところでは、政府手持ちといひましてこういう大量のものを処分したといふ記憶はないのであります。なおよくその点は調査いたしたいと思ひます。○平野政府委員 砂糖の対策の緊急でありますことは、河野委員の御指摘の通りであると考えておる次第であります。従ひましてただいまできる限りすみやかに政府の措置を明らかにするために努力をいたしておるわけでございます。○河野(一)委員 できるだけすみやかにという御努力はいつころでありますか、こういうことは大体目標を置きますと、お忙しいことでありまして、それから、順にあつてまいらぬのであります。都合でつい遅れがちなものであります。が、そこは今申し上げますように、相場の変動等で、思惑の対象となつて一般大衆が迷惑することでございますから、参議院でも日取りを切つていろいろ言つておいてになるようでありまして、こちらの方で日取りが切れぬことはなからうと思ひます。あなたの方に私の方から、決して幾日と注文はいたしません、せめて参議院で日取りを切つ

たら、衆議院の方でも日取りぐらい切つて、これはいつまでに御返事いたしましう、いつまでに役所の方針をきめておきましようといふことは言えるのじやないかと思ひます。これは今は無理は申しませんが、ひとつ後刻御相談なすつて、そうしてなるべく早い機会に、いつまでかといふことを委員長を通じてわれ／＼にお示しを願ひたい。そのときまで最後案をつくつて、これは同僚のおられるところではなはだ申しにくいことではありますけれども、自由党の政務調査会がまとまらなからうと、もしも池田君が同意をしないとかいふようなことで遅れることをはなはだ遺憾に思ひます。であります。そういうことでは困ります。でありますから、私の方で無理に日を切つてもらいたいと思ひ上げるのであります。農林省の内部だけならばこれは簡単にまとまりがつくと思ひますが、そういうふうには政党内部のものがございますから当然のことと思ひますが、とかく砂糖と池田君という名前がくつつかうものですから、そこでそういう関係で遅れることはよろしくないと思ひますから、無理は申しませんが、日をきめていつまでかまとめて持つて来るといふことになつていただきたい。どうかひとつ政務次官において、その点を善処していただきたい。○平野政府委員 実は参議院の農林委員会におかれましては、三月十八日までに政府は回答すべきであるという御決議による御申入れがございまして、ちやうどきよくなるわけで、きようは少くとも何らかの意思表示をしなればならぬと思つておりましたが、本日は参議院におかれては農林委員会は

お開きにならないようで後刻申し上げたいと思ひます。ただこの前その御決議なさいましたときに、十八日という日にちを切られることは、責任を持つては実は困るので、多少そこに弾力性を持たしていただきたいといふことをお願い申し上げた。これは速記録に明らかになつておりますが、一応十八日を目途として政府は努力すべきである、多少遅れることもやむを得ぬ、こういう実は了解があつての御決議であつたわけでございます。従つて本日はまだここで具体的に申し上げる段階に至らないので御了承を得るといふつもりで実はおつたやうなわけでございます。問題は本年度の外貨の縮減されるという見通しの上から申しましても、何とかしなければならぬ、こういうことではあります。四月には来年の外貨に對する方針が明らかになるわけでありまして、少くとも今月中には政府の意のあるところを決定しなければならぬ。かように考えております。○河野(一)委員 今の砂糖は、これは油脂その他食糧の部門におきます外貨割当の見通しが非常にきつうくつであるといふ見通しにおいて、場合によつては法律措置も必要が起つて来るかもしれぬと実はわれ／＼憂慮していることとあります。従つて今政務次官のお話のように、外貨割当だけで考えて、外貨割当のできるのを——やるのは今月中にやられるけれども、外貨割当ができるのは遅れることがある。そういうことでは事が片づかない問題だと私は思ひます。これははなはだ申し上げにくいことではありますけれども、外米の輸入の資金さえ先般も申し上げましたよ

うに、時には考えなければならぬほど外貨資金はきつうくつになつていて、このことを考え合せますと、砂糖で、あるとか油脂等については、資金の見通しも総合的におつけになる必要があるのでございまして、その見通しを基礎にして、従来通りでは行かぬことは当然わかつておりますから、これをどうしように變更しなければいけぬか、これは食糧法の改正案をやらなければならぬのと同様に、非常に追ひ詰められていて問題だと私は思う。してみれば一刻を争う問題であります。そうしてわれ／＼全体の協力のもとに、新しい砂糖の政策、これらの食糧の政策を考えて行かなければならぬ事態に、為替の見通しからいつてなつてくるのじやないかと私は思う。ですから今のお話のようなことでは、一部の業者にもちや／＼やな暴利をむさばらせ、そうして思惑の対象となり、相場の対象となるというようなことは、大衆がいかに迷惑するか。こういうことを考えますれば、軽々にこれは置くことのできない問題だと思ふ。この点は私が申し上げませんでもよくおわかりのことだと思ひます。それにしても今の御答弁は、あまりわれ／＼として満足できない御答弁でありますから、今月中には云々というようなことでなしに、少くとも来週の水曜日までには返事をいたしますとか何とかいうこととでなくてはならぬまいと思ふのであります。どうかそういう点を、われ／＼が一応期待しているのは、二十五日ごろまでにはどんなことがあつても最終決定していただいて、その最終決定に対して委員の意見をまとめて、そうして為替にしても農林委員会として

は、砂糖についてはこれくらいのもをもらわぬちやならぬということ、を、予算をもらうときに全員が寄つて大蔵省の金をとる。四はあとからどうでもなる。為替の決定がどうなつたというところで、すぐ砂糖の相場の上げ下げに關係して来る。だからわれ／＼としてこれは重大なことなんだ。だからわれ／＼がここで、あなた方が為替の割当について一応おきめになつたことについて不服であるとか、これではいかぬとか、これ以上やむを得なければどういふ法律処置が必要であるとかいうようなことを考えなければならぬから、こういう意味合いにおいて、ぜひ遅くとも二十五日までは政府の腹はこうだ、それに対してわれ／＼同意ができるかどうかと云ふことを考えなければならぬから、ひとつ大臣とも十分御相談の上、通産当局とも御協議の上で、政府の砂糖、油脂、これは同じだと思ふ。これらに対する具体案を決定して、ここにお示しを願ひたいというところをお願い申し上げる次第であります。

○平野政府委員 できる限り御意見を尊重いたしまして、努力をいたしたいと思ひます。

○吉川(久)委員 関連して……。ただいまの河野委員の御質問に対して平野政務次官は、十八日に参議院の方へ返事をすることになつてゐたが、まだ用意できないから了解を得るつもりでおりますというところでしたが、このごろ新聞に発表されたのがあるいはどうして出たのか知りませんが、大体あつた方向でございそうですが、こういう考え方と云ふふうな考え方とがあるんだが、云々というふうにしたとか、

大体の何かお考え方があつた云々に出たのではないと思ひますが、その辺は伺うわけには参りませんでしょうか。

○平野政府委員 ただいま政府部内で検討いたしているわけでありまして、まだ何ら結論が出ていないわけでありまして、従つて新聞は発表するということのようなことはやつたことはございませう。どういふ記事が出ておりましたか存じませんが、政府の関知せざるところでございします。

○川俣委員 ちよつと関連して……。先ほど河野委員からの質問に對しまして、二十八年度における政府手持糖、いわゆる輸入その他公団等から手持ちいたしました政府所有の砂糖の売却、実績、随見を見ますと、非常に不可思議な状態が現れてゐると思ふので、長官が就任された以後における二十八年度の五月ころは、売却価格が六〇キロ当りで三千七百円。当時当月における東京取引所の相場が三千七百八十円。入札日における当限東京取引額は三千八百八十円。大体五月ころにはさうなつておりましたが、九月五日に至りまして、それよりも安く三千四百八十七円で売却いたしておるようでありまして、しかもその売却、日月における当限東京取引相場は三千八百六十円となつて、かえつて当限相場は上つておるはずで、上つておるのかかわらず安く扱ひ下げておる。しかも入札日における当限東京取引所の相場は四千十四円となつております。しかもそのうち菓子協同組合などは約百トンですが、殿木商店というのに対して六百四十八トンというふうな割当をいたしておる。非常に安い価格で株式会社殿木商店に

六百四十八トンも出さなければならぬというのはどういう理由であつたのですか。これは相当大きな数字であります。全国菓子協同組合に対して百トン、全国パン協同組合に対して百トン、そういう状態であるのかかわらず、いずれも少いのかかわらず、株式会社殿木商店だけは六百四十八トンというように大量に、しかも相場よりも特に安く、五月よりも九月には大体相場が上つてゐるのかかわらず、特に安く扱ひ下げなければならなかつた理由はどこにあつたか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

○前谷政府委員 御承知のように政府の手持ち砂糖は、公団が解散いたしました後におきまして政府が肩がわりしたものでございまして、昭和二十七年以前のものでございまして、昭和二十七年おれがこれを売却する価格といたしましては、この入札の価格の仲値に對しておきまして、入札日から契約日までの間に価格が高騰いたしました場合にはその割合を上げますし、そのときに下つておきます場合はおきましてはその割合を引く、云々という形でやつておるわけでありまして、これが全部同じ売却日の場合におきましては全部同じ価格といたしてゐたおるわけでございます。なぜさういふふうにするかと申しますと、政府の所有いたしておりますものは公団の残量でございまして、規格がいろいろあるわけでございます。従いまして入札いたしましたものの仲値をその品物に對します普通価格というふうにしたしまして、その後におきまして砂糖の価格の契約日までの変動の率をかけて売却いたす、

こういう方針を一つのルールとしてきめまして、それによつてやつておつたのでございします。

○川俣委員 それでは説明になりますか、この随分の内訳表によりますと、二十八年度八月までは、やや上等でありまして、これが三千七百円、八月二十日においてはちやうど九月五日と同種類のものを三千五百四十九円で売つております。ところが九月五日になつて同種類のものを、しかも相場が上つておるのかかわらず三千四百八十七円という相場に引下げて売却された理由の説明にはあなたの方で説明になりません。また逆に上げて行かなければならない。

○前谷政府委員 それは入札から契約日までの前後の關係がございまして、この具体的な計算につきましては計算方式なりその他について、金額をお渡ししてよろしうございしますが、さういふ形におきまして入札日から以降のものをやるわけでございますが、これは御承知のように契約日その日を、そのわけに参りませんので、その場合におきましてはいつも大体前日二日ないし三日というふうな形で契約の決済を進めるわけでございます。その前後の關係は多少あるかと思ひます。当時におきましては毎日の平均額をとつてさういふにいたしておるわけでございます。

○川俣委員 それも説明になりますか。五月八日のものでありますならば、幾らか違ふとかいふことはいえるでしょう。ところが八月の二十日もうあと十五日です。当時の相場は漸次高騰しておることはあなたの方で説明しておる、この表に明らかに出てお

る。それをなぜ下げなければならぬか、相場は上つておる、入札日における当限東京取引所の相場は八月の二十日も九月の五日もかわりないようですが、当限の相場はむしろ上つておるのです。それにかかわらず売却値段だけが下つておるといふのはどういふわけか。

○前谷政府委員 この点につきまして私はただいま申し上げたようなことでやつておりますが、具体的数字につきましては御報告申し上げたいと思ひます。その当時にとりましては価格といふことになつておりました、これは毎日の価格をとつておりましたので、そのデータを後刻出したと思ひます。

○川俣委員 何のために穀木商店というのに売却しなければならぬのか。

○前谷政府委員 御承知の通りわれわれといたしましては入札と同時に、この随契につきましては範圍を限定いたしておりました。その時分には一つの価格でもちまして、入札価格の仲値から、その後の変動を織り込むという形におきまして、相手を特に限定いたしておりませんで、申請がございしますとそういうふうによつておつた。

〔綱島委員長代理退席吉川委員長代理退席〕

○川俣委員 そうするとその売却の相手は申請があつたものに全部割当てたのですか、そうじゃないでしょう。これは全国菓子協同組合または全国パン協同組合でもつと多くの希望をしておつたにかかわらず、百トンより割当ててないのです。どうもあなたの説明とちつと違ふ。

○前谷政府委員 御承知のように九月

五日はおそらく政府所有手持の最後だと思つております。最後でございしますので今までの申請のものを全部とりまゝとめて、たしか私は基礎があり按分が何かで数量をきめたと思ひます。従来たつておるものをそこで全部切つた。これは最終の政府所有手持の処分でございますので、申請がございしますものについてものをやつた、こういうふうに私考えておりますが、なおそれ／＼の基礎につきましては同時に御報告いたしたいと思ひます。

○川俣委員 これは協同組合というより一つの法人組織でありまして、なうば、競争については按分比例でやるのか適当な配慮を加えるということがありましようが、株式会社穀木商店だけに六百四十八トンも特に多く割当てなければならぬという根拠がどこにあるのか、大体今まで全国団体等に対して、あるいは協同組合等の団体に対しては、優先的にやるといふふうな建前をとつておられることは了承しておるが、その方の要請は押えて、単に個人会社——個人と同じです、その個人に対して特に大きな割当をしなければならぬという理由がどこにあるか。しかも最後の割当です。あなたの説明するの、最後の割当ですから最も公平な割当、最も適当な割当をしなければならぬ。最末の割当ではないか。しかも相場が、当時の相場より非常に低い相場に割当てておられるのでありますから、特に公平を期しなければならぬ。だれでも申請した者にやるといふのでなく、もしもだれでも申請する者にやるといふことであつたならば、こういう安い価格でやるならば、むしろこれは公示をして入札すべきものであると思ふ。

○前谷政府委員 これはたしか八月二十日だつたと思ひますが、政府手持ち全量について入札をいたしまして、その残りもしたものにございまして、最後の処分でございます。入札は毎月やつておつたわけでありまして、この最後のときにいたしたわけでありまして、この額、九月五日にそれ／＼のもののつきまして契約をいたしました価格の問題、同時にその数量の問題について、今手元に資料を持つておりませんので、調べて御報告いたします。

○川俣委員 入札の問題を私は問題にしてはいるのじゃない。随契でありながら、個人に対してこれだけ出ていふという根拠はないやないか。入札でありますならば、個人であろうと何であらうと参加して、一定の保証金を積むとか、一定の資格があるならば問題はない。随契だから問題にしている。あらためて資料をもつて御答弁願ひたいと思ひます。

○前谷政府委員 これは先ほど言いましたように、入札した数量につきまして最後の処分をいたしたわけでありまして、資料によりましてさらに御報告いたします。

○中村（時）委員 通産省の次長に一言言つておきたいのは、先般あなたに、外貨割当に対する砂糖の計画的なずれがどういふ結果を招いたという点に對して質問いたしましたところが、あなたは、その当時はそう考へておつたが、農林官僚の一部がそういう必要はないと言つたのでやめたというところを發表された。そうしてその名前を言え、言わぬといふことで、ここで問題になつた。ところがききよう政務次官がそれを率直に認めてあやまつておる。

そこで一応けりがついたのですが、その後においてあなたがどういふことを發表しておる。ある人に対し、中村時雄というやつは実にうるさいやつだ、この砂糖の問題について小うるさく云云したといふことをあなたが發表された。もしもそれが、あなたが發表してないといふならば、そういう証人を連れて来る。しかし連れて来た以上、あなたは責任をとつてもらわなくちゃならぬ。あなたが私に對して、心の中はどう思ふかとそれはかつてです。しかし言動に出した場合においては、当然これは影響が出て来る。ということ、あなたは影響が出て来る。この砂糖の問題に對して考へていないか、でなかつたら自分のちやちや頭をりこうだと思ふか、あるいは人をさげすんだ氣持なのか、自分のうぬべりなのか、そういうことになる。それに対してあなたはそういうことは絶対に言つたことではないといふのか、あるいはあなたがたに對してもそれに類似した行為があつたかどうか、これをお聞きしたい。

○松尾政府委員 この前中村先生からいろいろ御質問がありました後に、たしか製糖協会の幹部だつたかと思ひますが、繰上げ輸入の問題、あるいは今後の台湾糖の輸入の問題で相談に見えたことがあります。そのときにたまたま、農林委員会である砂糖の問題が議論されてどういふふうなことであつたといふようなことを申しましたら、かれらもまた新聞等で知つておりますので、その内容をいろいろ私に聞いたことがあります。私は中村さんの言われたことを非難をしたりした覚えは全然ございせん。具体的に、私が申したことが、どういふ非難めいたこ

とを申しておつたかわかりましたれば、私もその人に、言つたかどうかはつきり調べてみますが、国会ではあらゆる場合において、いろいろの議論や意見なりをお伺ひいたしますが、それに対して、感情的に気分が悪くなるというふうな場合もありまされども、別段それを業者の前で、具体的にどういふ表現で私が申し上げたか覚えておりませんが、私自身といたしましては、中村先生の言われたことを、別段非難をしてそれを伝えた覚えは全然ございせん。ありますれば、具体的にどういふことを言ひましたかお示しを願ひたい。あるいは思ひ出すかもしれませんが、そういう記憶は全然ございせん。

○中村（時）委員 あなたの言を信用して、非難的でないといふことならば一応私も承知しますが、ただ問題は、中村のやつは小うるさいやつでさういふこと、さう自分で思ふことはいひのすけれども、發表するときにはよほど注意してやつてもらいたい。特に私たちがやつてゐることは、さういふおもしろがつた行為で言つてゐるのじゃない。この砂糖の問題を取上げて、事実これをある程度の安定をさせたいといふふうにはほんとに考へてゐるから、一生懸命やつてゐるのだ。何も時間をつぶしてまで、こんなことする必要はないことを言うのじゃないのです。だからさういふ意味において真剣にやつてゐるのだから、さういふような茶化したような行き方ではなくして、あなた方も真剣に取組んでもらいたい。さういふ意味において御注意をしておきます。

○松尾政府委員 決して茶化したよう

に言われておると思いませんし、また私らもこれは真剣に考えておるわけでありまして。これは何かの誤解じやなかろうか。決してそういうつもりで言つた覚えもございませんし、そういうつもりでこの問題に対処しているわけでもございませんから、ひとつあしからず御了承願います。

○吉川委員長代理 政府委員の都合等もございまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時一分散会